

改正対応冊子に健康保険法テキストの追加事項があります。

すべて、流行初期医療確保拠出金等、出産育児交付金に関わる箇所であり、直接的には本試験で問われる箇所ではありませんが、修正追加箇所をお伝えします。

お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

第6款 健康保険法

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
12	Attention		<添付に差替え>
19	Attention		<添付に差替え>
19	一番下の■		<添付に差替え>
23	(2)の表		<添付に差替え>
25	下の表		<添付に差替え>
224	プラスαの※		<添付に差替え>

[P12の差替え]

Attention

- ・協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額並びに法153条及び法154条の規定による国庫補助の額を除く）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない（令46条1項）。

[P19の差替え]

Attention

・健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合直営病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く）の1事業年度当たりの平均額の12分の3（当分の間は12分の2）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない（令46条2項、令附則5条）。

[P19の差替え]

■健康保険組合は、保険給付に要する費用（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要する費用を含む）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない（令20条）。

[P23 の差替え]

①	一の年度の決算において支出の額が収入の額を超える状態が継続していること
②	一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、被保険者又はその被扶養者が健康保険組合直営病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く）から健康保険組合の付加給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率（財源率）が 1,000 分の 95 を超える状態が継続していること
③	準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が指定をすべき年度の直前の 3 箇年度において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合直営病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く）の 1 年度当たりの平均額の 12 分の 3（当分の間は 12 分の 2）に相当する額と指定をすべき年度の直前の 3 箇年度において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の 1 事業年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額とを合算した額を下回っていること

[P23 の差替え]

①	<p>交付金の交付の対象となる健康保険組合は、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>(a) その所要保険料率が連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以上である健康保険組合であって、医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に係る財政の負担を軽減することが必要であると認められるもの</p> <p>(b) (a)に掲げる健康保険組合以外の健康保険組合であって、高額な医療給付の発生、報酬の水準の低下その他医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に係る健康保険組合の財政状況に相当程度の影響を及ぼす要因に照らし、その影響を緩和することが必要であると認められるもの</p>
②	交付金の交付事業の規模及び交付方法は、健康保険組合が行う事業について、健康保険組合の自主的な運営を妨げず、かつ、健康保険組合の事業努力を失わせないよう配慮されたものであること

[P224 の差替え]

※見込所要保険料率とは、医療給付並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要する費用の見込額（出産育児交付金（前期高齢者交付金がある場合には、出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額を控除した額）を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額^{の総額}及び標準賞与額^{の総額}の合算額の見込額で除して得た率である。

以 上

第7款 社会保険一般常識

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
4	一番上の■	<p>■退職被保険者 ⇒都道府県等が行う国民健康保険の被保険者のうち、厚生年金保険法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であって、所定の要件に該当する65歳未満の者（当該者となった時以後平成26年度までの間に、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者である期間を有する者に限る）は、退職被保険者とされる（法附則6条1項）。</p>	<削除>
21	表の後期高齢者支援金等賦課額	22万円	24万円
46	Checkの2つ目	・令和4年度及び令和5年度における後期高齢者負担率は、 <u>100分の11.72</u> とされている。	・令和6年度及び令和7年度における後期高齢者負担率は、 <u>100分の12.67</u> とされている。
47	表	<添付に差替え>	
49	2つ目の■	■保険料の賦課額は、 <u>66万円</u> を超えることができない（令18条1項）。	■保険料の賦課額は、 <u>80万円（令和6年度は「72万円」）</u> を超えることができない（令18条1項）。
104	一番上の■の④	④生活保護法に規定する救護施設、更生施設若しくは日常生活支援住居施設に入所し、 <u>又は売春防止法に規定する婦人保護施設に入所している児童をいう</u> （法3条3項）。	④生活保護法に規定する救護施設、更生施設若しくは日常生活支援住居施設に入所し、 <u>又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設に入所している児童をいう</u> （法3条3項）。
210	Check	<添付に差替え>	

[P47の差替え]

[負担対象額に対する負担割合]

公費	国	12分の4 (調整交付金 12分の1を含む)
	都道府県	12分の1
	市町村	12分の1
保険者（後期高齢者交付金）		<u>37.33%</u>
保険料（後期高齢者負担率）		<u>12.67%</u>

[P210の差替え]

◆Check!◆

[社会保障協定の締結状況]

発効済の 社会保障協定	1	ドイツ	平成12年2月1日発効
	2	英国	平成13年2月1日発効
	3	韓国	平成17年4月1日発効
	4	アメリカ	平成17年10月1日発効
	5	ベルギー	平成19年1月1日発効
	6	フランス	平成19年6月1日発効
	7	カナダ	平成20年3月1日発効
	8	オーストラリア	平成21年1月1日発効
	9	オランダ	平成21年3月1日発効
	10	チェコ	平成21年6月1日発効
	11	スペイン	平成22年12月1日発効
	12	アイルランド	平成22年12月1日発効
	13	ブラジル	平成24年3月1日発効
	14	スイス	平成24年3月1日発効
	15	ハンガリー	平成26年1月1日発効
	16	インド	平成28年10月1日発効
	17	ルクセンブルク	平成29年8月1日発効
	18	フィリピン	平成30年8月1日発効
	19	スロバキア	令和元年7月1日発効
	20	中国	令和元年9月1日発効
	21	フィンランド	令和4年2月1日発効
	22	スウェーデン	令和4年6月1日発効
	23	イタリア	令和6年4月1日発効

第8款 国民年金法

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
37	■の表	<添付に差替え>	

[P37 の差替え]

■「指定日」は、次のように定められている（平 18.9.29 社保告 33 号ほか）。

(a) 下記以外の年金給付の受給権者	受給権者の誕生日の 属する月の末日
(b) 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者に係る 所得状況の届出	9月30日
(c) 老齢福祉年金の受給権者に係る所得状況の届出	8月12日から 9月11日まで

「過去問①<労働法編>」改正等による訂正箇所

<労働基準法>

問題	訂正前	訂正後
86	<p>労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。(R3-2B)</p> <p>× (法 15 条 1 項、平 11. 1. 29 基発 45 号) 「<u>就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</u>」については、<u>雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りる。</u>なお、<u>将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。</u></p>	<p>労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。(R3-2B)</p> <p><u>(※)</u> (法 15 条 1 項、平 11. 1. 29 基発 45 号) <u>出題当時は、雇入れ直後の「就業の場所及び従事すべき業務」を明示すれば足りたため誤りであったが、改正により、「就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲」も明示しなければならなくなった。</u></p>

<p>326</p>	<p>使用者は、就業規則を、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することのいずれかの方法により、労働者に周知させなければならない。(R1-7B)</p> <p>○ (法 106 条 1 項、則 52 条の 2)</p> <p><u>なお、磁気テープ等に記録する方法で周知を行う場合には、当該記録の内容を電子的データとして取り出し常時確認できるよう、各作業場にパーソナルコンピューター等の機器を設置し、かつ、労働者に当該機器の操作の権限を与えるとともに、その操作の方法を労働者に周知させることにより、労働者が必要なときに容易に当該記録を確認できるようにすることとされている(平 11. 1. 29 基発 45 号)。</u></p>	<p>使用者は、就業規則を、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を交付すること、③使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することのいずれかの方法により、労働者に周知させなければならない。(R1-7B)</p> <p>○ (法 106 条 1 項、則 52 条の 2)</p> <p><u>設問のとおりである。なお、「使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」については、事業場において保有するサーバ(いわゆるオンプレミスのサーバ)等だけでなく、クラウドサービスの利用も含まれる(令 5. 12. 27 基発 1227 第 1 号)。</u></p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<労働一般常識>

問題	訂正前	訂正後
50	<p>労働契約法第7条にいう就業規則の「周知」とは、労働者が知ろうと思えばいつでも就業規則の存在や内容を知り得るようにしておくことをいい、労働基準法第106条の定める「周知」の方法に限定されるものではない。(H27-1E)</p> <p>○ (法7条、平 20. 1.23 基発 0123004 号) 設問のとおりである。法7条の「周知」は、労働基準法106条の定める周知の方法(①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること)に限定されるものではなく、実質的に判断される。</p>	<p>労働契約法第7条にいう就業規則の「周知」とは、労働者が知ろうと思えばいつでも就業規則の存在や内容を知り得るようにしておくことをいい、労働基準法第106条の定める「周知」の方法に限定されるものではない。(H27-1E)</p> <p>○ (法7条、平 20. 1.23 基発 0123004 号) 設問のとおりである。法7条の「周知」は、労働基準法106条の定める周知の方法(①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③<u>使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル</u>に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること)に限定されるものではなく、実質的に判断される。</p>
令和4年選択式	A ➡ ② 2.3(障害者雇用促進法施行令9条)	A ➡ ③ 2.5(障害者雇用促進法施行令9条)

「過去問②<労働保険編>」改正等による訂正箇所

<労働者災害補償保険法>

問題	訂正前	訂正後
213	<解答の表 添付のとおり>	
265	<p>事業主は、その事業についての労災保険に係る保険関係が消滅したときは、その年月日を労働者に周知させなければならない。 (R1-1B)</p> <p>○ (則 49 条 2 項) 設問のとおりである。また、事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に<u>掲示し、又は備え付ける等の方法</u>によって、労働者に周知させなければならない。</p>	<p>事業主は、その事業についての労災保険に係る保険関係が消滅したときは、その年月日を労働者に周知させなければならない。 (R1-1B)</p> <p>○ (則 49 条 2 項) 設問のとおりである。また、事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を、<u>電子的方法（電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供し、又は常時事業場の見易い場所に掲示し、若しくは備え付ける等の方法</u>によって、労働者に周知させなければならない。</p>

[問題 213 の差替え]

区分	労災就学援護費の額（月額）
大学等	39,000 円（通信制課程に在学する者は、30,000 円）
高等学校等	20,000 円（通信制課程に在学する者は、17,000 円）
中学校等	21,000 円（通信制課程に在学する者は、18,000 円）
小学校等	15,000 円

<雇用保険法>

問題	訂正前	訂正後
148	<p>売春防止法第 26 条第 1 項の規定により保護観察に付された者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、就職が困難な者にあたる。(H30-4ウ)</p> <p>○ (法 22 条 2 項、則 32 条) 設問のとおりである。売春防止法の規定により保護観察に付された者及び更生保護法 48 条又は同法 85 条に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、<u>就職困難者に該当する。</u></p>	<p>売春防止法第 26 条第 1 項の規定により保護観察に付された者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、就職が困難な者にあたる。(H30-4ウ)</p> <p>× (法 22 条 2 項、則 32 条) 出題当時は正しい問題であったが、<u>売春防止法の改正に伴い、設問の規定は削除された。</u></p>
246	<p>一般教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、疾病又は負傷、在職中であることその他やむを得ない理由がなくとも社会保険労務士により支給申請を行うことができる。(R5-7B)</p> <p>× (手引 58015) <u>支給申請は、疾病又は負傷、その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人(提出代行を行う社会保険労務士を含む)又は郵送によって行うことができない。</u></p>	<p>一般教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、疾病又は負傷、在職中であることその他やむを得ない理由がなくとも社会保険労務士により支給申請を行うことができる。(R5-7B)</p> <p>○ (手引 58015) <u>出題当時は誤りの問題であったが、支給申請は、本人自身が安定所に出頭して行うほか、代理人(提出代行を行う社会保険労務士を含む)、郵送又は電子申請により行うこととしても差し支えない(代理人による申請の場合は委任状を必要とする)。</u></p>
248	<p>特定一般教育訓練受講予定者は、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄公共職業安定所の長に所定の書類を提出しなければならない。(R3-6A)</p> <p>○ (則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項) 設問のとおりである。特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>1 箇月前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に職務経歴等記録書等の所定の書類を添えて管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。</p>	<p>特定一般教育訓練受講予定者は、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄公共職業安定所の長に所定の書類を提出しなければならない。(R3-6A)</p> <p>○ (則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項) 設問のとおりである。特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>14 日前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に職務経歴等記録書等の所定の書類を添えて管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。</p>

252	<p>教育訓練給付対象者であって専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするものは、当該専門実践教育訓練を開始する日の<u>1か月前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票その他必要な書類を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。(H28-6A)</p>	<p>教育訓練給付対象者であって専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするものは、当該専門実践教育訓練を開始する日の<u>14日前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票その他必要な書類を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。(H28-6A)</p>
306 A	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業は、障害者職業能力開発コース助成金を受けることができない。 ×（法62条1項、法63条1項）<u>設問の事業は、雇用保険二事業には含まれていない。</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業は、障害者職業能力開発コース助成金を受けることができない。 ※（則139条の3）<u>出題当時は、地方公共団体の経営する企業は、障害者職業能力開発コース助成金を受けることができたため、誤りの問題であったが、障害者職業能力開発コース助成金は、令和6年3月31日をもって廃止された。</u></p>

＜労働保険徴収法＞

問題	訂正前	訂正後
101	雇用保険率は、労働保険徴収法第12条第4項において原則の料率が定められているが、毎会計年度において、雇用保険の財政状況に応じて一定範囲内において弾力的に変更ができる仕組みがとられ、 <u>令和5年度</u> の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の12とされている。(H26-災10B)	雇用保険率は、労働保険徴収法第12条第4項において原則の料率が定められているが、毎会計年度において、雇用保険の財政状況に応じて一定範囲内において弾力的に変更ができる仕組みがとられ、 <u>令和6年度</u> の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の12とされている。(H26-災10B)
102	建設の事業における <u>令和5年度</u> の雇用保険率は、1,000分の18.5である。(H30-雇8D)	建設の事業における <u>令和6年度</u> の雇用保険率は、1,000分の18.5である。(H30-雇8D)
107	中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の4であり、当該中小事業主等が労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと看、 <u>令和5年度</u> の保険年度1年間における第1種特別加入保険料の額は17,520円となる。(R5-災8A) ○ (法13条、則21条) 設問のとおりである。給付基礎日額が12,000円ときは、保険料算定基礎額は4,380,000円(12,000円×365日)となり、労災保険料率が1,000分の4であるので、 <u>令和5年度</u> の第1種特別加入保険料は17,520円(4,380,000円×1,000分の4)となる。	中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の4であり、当該中小事業主等が労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと看、 <u>令和6年度</u> の保険年度1年間における第1種特別加入保険料の額は17,520円となる。(R5-災8A) ○ (法13条、則21条) 設問のとおりである。給付基礎日額が12,000円ときは、保険料算定基礎額は4,380,000円(12,000円×365日)となり、労災保険料率が1,000分の4であるので、 <u>令和6年度</u> の第1種特別加入保険料は17,520円(4,380,000円×1,000分の4)となる。
112	労災保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者に係る給付基礎日額が12,000円である場合、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても <u>令和5年度</u> の保険年度1年間における第2種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。(R5-災8C)	労災保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者に係る給付基礎日額が12,000円である場合、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても <u>令和6年度</u> の保険年度1年間における第2種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。(R5-災8C)

117	<p>第3種特別加入保険料率は、海外派遣者が海外において従事している事業と同種又は類似の日本国内で行われている事業についての業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされ、<u>令和5年度</u>の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。(H26-災10E)</p> <p>× (法14条の2第1項、則23条の3) <u>令和5年度</u>の第3種特別加入保険料率は、事業の種類に関わらず、「1,000分の3」の定率である。</p>	<p>第3種特別加入保険料率は、海外派遣者が海外において従事している事業と同種又は類似の日本国内で行われている事業についての業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされ、<u>令和6年度</u>の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。(H26-災10E)</p> <p>× (法14条の2第1項、則23条の3) <u>令和6年度</u>の第3種特別加入保険料率は、事業の種類に関わらず、「1,000分の3」の定率である。</p>
118	<p>中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の9であり、当該中小事業主等に雇用される者が労災保険法第36条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと、<u>令和5年度</u>の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。(R5-災8E)</p>	<p>中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の9であり、当該中小事業主等に雇用される者が労災保険法第36条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと、<u>令和6年度</u>の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。(R5-災8E)</p>

「過去問③<社会保険編>」改正等による訂正箇所

<健康保険法>

問題	訂正前	訂正後
109	<p>配偶者である被保険者から暴力を受けた被扶養者は、被保険者からの届出がなくとも、婦人相談所が発行する配偶者から暴力の被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れる旨を申し出ることにより、被扶養者から外れることができる。(R2-3り)</p> <p>○ (法3条7項、平 20. 2. 5 保発 0205003 号) 設問のとおりである。</p> <p>健康保険の被扶養者から外れる手続きは被保険者からの届出に基づいて行われるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるにあたっては当該届出は期待できないため、設問の規定が設けられている。</p>	<p>配偶者である被保険者から暴力を受けた被扶養者は、被保険者からの届出がなくとも、婦人相談所が発行する配偶者から暴力の被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れる旨を申し出ることにより、被扶養者から外れることができる。(R2-3り)</p> <p>○ (法3条7項、平 20. 2. 5 保発 0205003 号) 設問のとおりである。</p> <p>健康保険の被扶養者から外れる手続きは被保険者からの届出に基づいて行われるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるにあたっては当該届出は期待できないため、設問の規定が設けられている。なお、<u>令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、「婦人相談所」は、「女性相談支援センター」へ名称が変更されている。</u></p>
令和元年選択式	<p>3 全国健康保険協会は、毎事業年度末において、D において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに<u>介護納付金</u>の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、健康保険法第153条及び第154条の規定による国庫補助の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の</p> <p>E に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。</p>	<p>3 全国健康保険協会は、毎事業年度末において、D において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、<u>介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等</u>の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、<u>出産育児交付金の額並びに</u>健康保険法第153条及び第154条の規定による国庫補助の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の</p> <p>E に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。</p>

<社会保険一般常識>

問題	訂正前	訂正後
19	<p>国民健康保険法施行令では、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち の基礎賦課額は、16万円を超えることはできないことを規定している。(H27-6B)</p> <p>× (法 76 条、令 29 条の 7 第 2 項 10 号) 「16万円」ではなく、「65万円」であるため、設問は誤りとなる。国民健康保険料の賦課限度額は、「基礎賦課額 65万円」・「後期高齢者支援金等賦課額 <u>22万円</u>」・「介護納付金賦課額 17万円」とされている。</p>	<p>国民健康保険法施行令では、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち の基礎賦課額は、16万円を超えることはできないことを規定している。(H27-6B)</p> <p>× (法 76 条、令 29 条の 7 第 2 項 10 号) 「16万円」ではなく、「65万円」であるため、設問は誤りとなる。国民健康保険料の賦課限度額は、「基礎賦課額 65万円」・「後期高齢者支援金等賦課額 <u>24万円</u>」・「介護納付金賦課額 17万円」とされている。</p>
251	<p>社会保障協定とは、日本の年金制度と外国の年金制度の重複適用の回避をするために締結される年金に関する条約その他の国際約束であり、日本の医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避については、対象とされていない。(H29-10A)</p> <p>× 医療制度の重複適用回避も社会保障協定の対象とされている。<u>令和5年</u>4月時点で、アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルクの8カ国との間において、公的医療保険制度の重複適用回避を目的とした社会保障協定が発効されている。</p>	<p>社会保障協定とは、日本の年金制度と外国の年金制度の重複適用の回避をするために締結される年金に関する条約その他の国際約束であり、日本の医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避については、対象とされていない。(H29-10A)</p> <p>× 医療制度の重複適用回避も社会保障協定の対象とされている。<u>令和6年</u>4月時点で、アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルクの8カ国との間において、公的医療保険制度の重複適用回避を目的とした社会保障協定が発効されている。</p>

「過去問④＜年金編＞」改正等による訂正箇所

＜国民年金法＞

問題	訂正前	訂正後
217	20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が少年法第24条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合は、その該当する期間、その支給を停止する。(H30-10E)	20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が少年法第24条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合は、その該当する期間、その支給を停止する。(H30-10E)
358	夫のみに所得がある夫婦（夫42歳、妻38歳であり、ともに第1号被保険者）と3人の子（13歳、10歳、5歳）の5人世帯において、夫の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が207万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。(H26-6B) ○（法90条1項、令6条の7）設問の場合、前年の所得が、 $(4人+1) \times 35万円 + 32万円 = 207万円$ 以下であれば、全額免除の要件を満たすこととなる。 <u>なお、扶養親族等とは、同一生計配偶者（配偶者でその居住者と生計を一にするものうち、合計所得金額が38万円以下である者）及び扶養親族（居住者の親族のうち、合計所得金額が38万円以下である者）をいう。</u>	夫のみに所得がある夫婦（夫42歳、妻38歳であり、ともに第1号被保険者）と3人の子（13歳、10歳、5歳）の5人世帯において、夫の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が207万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。(H26-6B) ○（法90条1項、令6条の7）設問の場合、前年の所得が、 $(4人+1) \times 35万円 + 32万円 = 207万円$ 以下であれば、全額免除の要件を満たすこととなる。

◆お知らせ

インターネット上に「正誤表情報」のページを作成しました。

5月以降、2024年向け講座の配布物等の修正事項が発生した場合には掲載いたしますので、パソコン等で次のURLを開いていただくか、スマホで次の二次元バーコードを読み取り確認してください。

<URL>

<https://service.tatsumi.co.jp/special/34899/>

<二次元バーコード>



2024 年度
社会保険労務士試験対策講座「佐藤塾」

《法改正対応冊子》

©(株)キャリアテラス
無断頒布・複製を禁じます